

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六〜十の三 （略）</p> <p>十の四 二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。</p> <p>十一〜十六 （略）</p> <p>十六の二 一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤</p> <p>十六の三・十六の四 （略）</p> <p>十七〜十九の三 （略）</p> <p>十九の四 トリブチルアミン及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の五 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>二十四の六 ヘキサキス（β・β―ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六〜十の三 （略）</p> <p>十一〜十六 （略）</p> <p>十六の二・十六の三 （略）</p> <p>十七〜十九の三 （略）</p> <p>十九の四 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p>

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (88) (略)

(89) (169) (略)

三十三〇四十一の二 (略)

四十一の三 二・四―ジクロロ―ニトロベンゼン及びこれを含む製剤

四十一の四 (略)

四十二〇五十 (略)

五十の二 二・三―ジプロモプロパン―オール及びこれを含む製剤

五十の三〇五十の七 (略)

五十一〇五十五の二 (略)

五十五の三・五十五の四 (略)

五十六〇九十八の二 (略)

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含む製剤

九十八の四・九十八の五 (略)

九十八の六 二―メチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (88) (略)

(89) 二・三―ジシアノ―四―ジチアアントラキノ (別名ジチ

アノン) 及びこれを含む製剤

(90) (170) (略)

三十三〇四十一の二 (略)

四十一の三 (略)

四十二〇五十 (略)

五十の二〇五十の六 (略)

五十一〇五十五の二 (略)

五十五の三 一・一―ジメチルヒドラジン及びこれを含む製剤

五十五の四・五十五の五 (略)

五十六〇九十八の二 (略)

九十八の三・九十八の四 (略)

びこれを含む製剤

九十八の七、九十八の十

九十九、百九 (略)

2 (略)

(略)

九十八の五、九十八の八

九十九、百九 (略)

2 (略)

(略)